

車いす貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 車いす貸与事業（以下「事業」という。）は、車いすを一時的に貸与することにより、日常生活の便宜を図り、介護者の負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 貸与の対象者は、長久手市に居住し、一時的に車いすの貸与が必要な者とする。ただし、福祉サービス等で貸与可能な場合を除く。なお、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(事業内容)

第3条 この事業は、借用者またはその代理の者が車いすを受取りに来ることにより実施する。

2 車いすの貸与期間は、貸出し日から3か月以内とし、1回の更新ができる。

3 利用者は、車いすの保守管理に務め、故意または過失により損壊・使用不能等の状態にしたときは、相当の弁償あるいは新品により弁済するものとする。また、第3者に譲渡・転貸しないものとする。

(貸与)

第4条 第2条に規定する対象者が、車いすの貸与を受けるときは、車いす借用書（様式1号）を会長に提出し、速やかにその内容を確認して貸与するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 提出された借用書にかかる個人情報は、本事業以外の目的には利用しない。ただし、福祉サービスを提供するためにあらかじめ本人から同意を得ている場合は、この限りではない。

(更新手続)

第6条 車いす貸与期間を経過して引き続き利用したいときは、車いす借用更新書（様式1号）を貸与期間内に会長へ提出しなければならない。

(貸与に伴う負担)

第7条 車いす貸与に伴う利用料は、原則として無料とする。

(貸与の中止)

第8条 会長は、車いす貸与期間内でも、不適当な利用法が認められたときには、いつでも返却を求めることができる。

(返却)

第9条 車いすの返却は、借用者またはその代理者が返却することで完了する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。